全ト協発第378号(企)
令和 6 年 10 月 17 日

各都道府県トラック協会会長　殿

公益社団法人　全日本トラック協会
会　長　　坂　本　克　己

令和 6 年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ施策に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省労働基準局長より、別添のとおり、今年度の地域別最低賃金の改定に係る周知依頼の文書が発出されました。

今年度の地域別最低賃金額の改定状況につきましては、全県において５０円～８４円引き上げられ、全国加重平均額は１，０５５円で、昨年度の１，００４円より５１円引き上げられました。

各都道府県の最低賃金額につきましては、別添のとおり一覧をお送りいたしますので、改定額及び発効日の周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以　上

＜添付資料＞

１．　令和６年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ施策に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）
２．　令和６年度　地域別最低賃金　改定状況
３．　最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策一覧

基発１００１第１号
令和６年１０月１日

公益社団法人　全日本トラック協会　会長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

令和６年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策に
関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

日頃より、労働基準行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和６年度の地域別最低賃金につきましては、全ての都道府県において改定額の公示が行われ、10 月１日から順次発効されます。また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

厚生労働省では、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）の履行確保及び賃金の引上げに資する助成金や補助金、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等取引の改善のための施策（以下「各種賃上げ支援施策」という）の活用促進に向けて、各種広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでおります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下の会員等への改定額及び各種賃上げ支援施策の周知・広報について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスター等を都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。

別添１

令和６年度　地域別最低賃金　改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	1010　（　960　）	50	2024年10月1日
青　森	953　（　898　）	55	2024年10月5日
岩　手	952　（　893　）	59	2024年10月27日
宮　城	973　（　923　）	50	2024年10月1日
秋　田	951　（　897　）	54	2024年10月1日
山　形	955　（　900　）	55	2024年10月19日
福　島	955　（　900　）	55	2024年10月5日
茨　城	1005　（　953　）	52	2024年10月1日
栃　木	1004　（　954　）	50	2024年10月1日
群　馬	985　（　935　）	50	2024年10月4日
埼　玉	1078　（　1028　）	50	2024年10月1日
千　葉	1076　（　1026　）	50	2024年10月1日
東　京	1163　（　1113　）	50	2024年10月1日
神奈川	1162　（　1112　）	50	2024年10月1日
新　潟	985　（　931　）	54	2024年10月1日
富　山	998　（　948　）	50	2024年10月1日
石　川	984　（　933　）	51	2024年10月5日
福　井	984　（　931　）	53	2024年10月5日
山　梨	988　（　938　）	50	2024年10月1日
長　野	998　（　948　）	50	2024年10月1日
岐　阜	1001　（　950　）	51	2024年10月1日
静　岡	1034　（　984　）	50	2024年10月1日
愛　知	1077　（　1027　）	50	2024年10月1日
三　重	1023　（　973　）	50	2024年10月1日
滋　賀	1017　（　967　）	50	2024年10月1日
京　都	1058　（　1008　）	50	2024年10月1日
大　阪	1114　（　1064　）	50	2024年10月1日
兵　庫	1052　（　1001　）	51	2024年10月1日
奈　良	986　（　936　）	50	2024年10月1日
和歌山	980　（　929　）	51	2024年10月1日
鳥　取	957　（　900　）	57	2024年10月5日
島　根	962　（　904　）	58	2024年10月12日
岡　山	982　（　932　）	50	2024年10月2日
広　島	1020　（　970　）	50	2024年10月1日
山　口	979　（　928　）	51	2024年10月1日
徳　島	980　（　896　）	84	2024年11月1日
香　川	970　（　918　）	52	2024年10月2日
愛　媛	956　（　897　）	59	2024年10月13日
高　知	952　（　897　）	55	2024年10月9日
福　岡	992　（　941　）	51	2024年10月5日
佐　賀	956　（　900　）	56	2024年10月17日
長　崎	953　（　898　）	55	2024年10月12日
熊　本	952　（　898　）	54	2024年10月5日
大　分	954　（　899　）	55	2024年10月5日
宮　崎	952　（　897　）	55	2024年10月5日
鹿児島	953　（　897　）	56	2024年10月5日
沖　縄	952　（　896　）	56	2024年10月9日

別添２

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業庁

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

１．賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金　検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター　電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金　検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制　検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金　検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫　電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

２．生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画　検索

問い合わせ先：<先端設備等導入計画の作成等について>先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
<税制について>中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
<制度について>中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　電話：03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画　検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口　中小企業庁企画課
電話：03-3501-1957(平日 9：30～12：00、13：00～17：00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）
問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター
電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）
経営強化税制 検索

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の 10%（資本金 3,000 万円超１億円以下の法人は７%）の税額控除を選択適用することができます。

（⑥と同じ）

⑧ 中小企業省力化投資補助金
問い合わせ先：中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
電話：0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く））
省力化補助金 検索

人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入について、即効性ある支援を行います。

⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話：050-3821-7013（10:00～17:00　土日祝日及び 12/29～1/3 を除く）
ものづくり補助金 検索

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。

⑩ 小規模事業者持続化補助金
問い合わせ先：＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞全国商工会連合会
問合せ先は所在地によって異なるため、URL をご参照ください。
https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞　電話：03－4330－3480
持続化補助金 検索

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

（商工会地区）　（商工会議所地区）

⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金
問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
電話：0570－666－376
IT 導入補助金 検索

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

⑫ 事業承継・引継ぎ補助金
問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局
（経営革新事業）：　050-3000-3550
（専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠）：050-3000-3551
事業承継・引継ぎ補助金 検索

事業承継・M&A 後の経営革新（設備投資や販路開拓等）に係る費用、M&A 時の専門家活用に係る費用、事業承継 M&A に伴う廃業等に係る費用（原状回復費等）を支援します。

3．下請取引の改善･新たな取引先の開拓に関する支援

⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン
問い合わせ先：中小企業庁取引課　電話：03-3501-1669
下請ガイドライン 検索

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

パートナーシップ構築宣言 検索

⑭ パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先： ＜「宣言」の内容について＞　中小企業庁企画課　電話：03-3501-1765
＜「宣言」の提出・掲載について＞（公財）全国中小企業振興機関協会　電話：03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑮ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

価格転嫁指針　検索

問い合わせ先： 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課　優越的地位濫用未然防止対策調査室　電話：03-3581-3378

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑯ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

官公需基本方針　検索

問い合わせ先： 中小企業庁取引課　電話：03-3501-1669

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑰ 官公需情報ポータルサイト

官公需ポータルサイト　検索

問い合わせ先： 中小企業庁取引課　電話：03-3501-1669

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。

4．資金繰りに関する支援

⑱ セーフティネット貸付制度

セーフティネット貸付　検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫）　電話：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）　電話：098-941-1795

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

⑲ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

マル経融資　検索

問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

5．その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑳ 建設事業主等に対する助成金

建設事業主等に対する助成金　検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。

㉑ 人材確保等支援助成金
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

人材確保等支援助成金　検索

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

㉒ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

地域雇用開発助成金　検索

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

㉓ 人材開発支援助成金
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

人材開発支援助成金　検索

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

6．相談窓口

㉔ よろず支援拠点
問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点

よろず支援拠点　検索

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

㉕ 下請かけこみ寺
問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会
各都道府県の下請かけこみ寺　電話：0120-418-618

下請かけこみ寺　検索

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

㉖ 働き方改革推進支援センター
問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター

働き方改革　特設サイト　検索

全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

㉗ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」
問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター　電話：050-5370-4340

ミラサポ plus　検索

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省ＨＰホーム＞厚生労働省について＞所在地案内＞
都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

（2024.8）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

別添３

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の１２の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない**旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引**や、**スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくもの**とし、**受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については**、これを合理的な根拠のあるものとして**尊重する**こと。

★行動④:サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させること。**

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する**こと。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②:交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成**し、発注者と受注者と双方で**保管する**こと。

指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

・公正取引委員会ホームページ
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html

・説明動画
（公正取引委員会公式YouTubeチャンネル）
https://www.youtube.com/watch?v=vyidGpQHTJM

公正取引委員会からの御案内

政府は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。

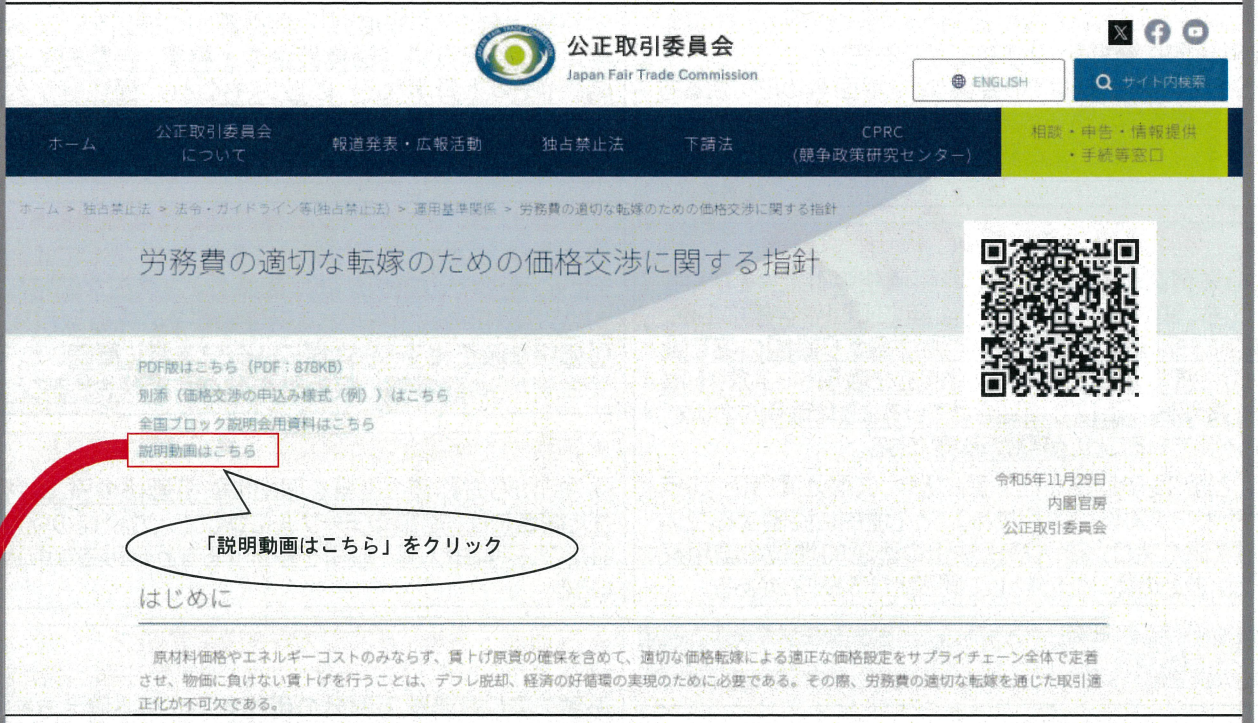

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html

（説明動画）

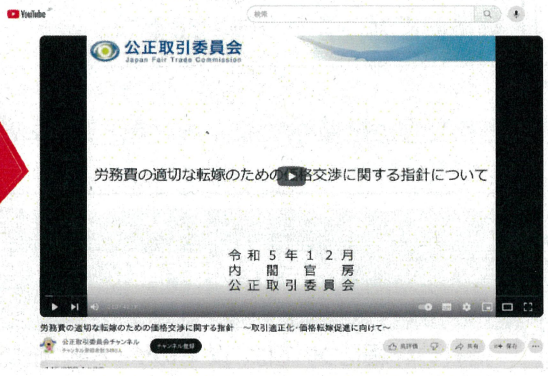

本指針の説明は、約20分（1分42秒から22分50秒まで）です。是非、社内研修等で御活用ください。

また、本指針についての御不明点は、公正取引委員会までお問い合わせください（03－3581－3378）。

別添４

（参考）

令和６年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）

第２　中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

４　ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

（２）適切な予定価格の作成

①　国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

②　国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

（３）低入札価格調査制度の適切な活用等

①　国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

②　国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用するものとする。

③　国等は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

（参考）

（４）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記（２）に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

（５）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

① 国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくものとする。

② 国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和５年６月 16 日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和５年 11 月 29 日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとする。